

平成18年（ワ）第8280号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

2007年（平成19年）2月13日 午前10時30分

外8名

外1名

原告第3準備書面

（叔父の合祀によって原告吉田が被っている精神的苦痛）

2007年1月10日

記

1 原告吉田と戦没者大八木研吉の身分関係

原告吉田文枝は、1942年1月2日、京都市下京区下松屋町通中堂寺下る藪之内町620番地にて、大八木晴太郎と志づとの間の2人の兄弟姉妹の長女として出生した。

靖國神社には、原告吉田文枝の父方の叔父大八木 吉（1921年2月28日出生、以下「大八木研吉」と表記する）が、合祀されている。大八木研吉は、京都府知事木村敦の報告（認定）により、1944年10月25日、フィリピン・レイテ島パロにおいて戦死したとされ、同内容が、大八木研吉の戸籍に記載されている。

2 大八木研吉の略歴、徴兵と戦死の事実

大八木研吉は、立命館日満高等工科学学校を卒業の後、朝鮮電力株式会社に就職し、1942年1月10日、工兵第53聯隊第3中隊（工兵第16聯隊（垣6559）の要員として）に徴兵された。その後、同研吉は、1942年5月3日、フィリピン・ルソン島リングエン港に上陸し、同日、現地にて、工兵第16聯隊に転属のうえ、第3中隊に編入された。1944年10月20日、米軍がレイテ島に上陸し、同研吉は、米軍との戦闘により、同年10月25日、前記の通り京都府知事木村敦の報告（認定）にて、フィリピン・レイテ島パロにおいて戦死したとされている。大八木研吉が1944年10月25日に戦死したとすれば、当時23歳の若さであった。

3 被告靖國神社による合祀

大八木研吉の義母大八木タミは、1947年11月25日、同研吉の戦死公報を受領し、翌年3月25日、同研吉の葬儀を行った。その際、葬祭料や死亡賜金など、計580円の金員が日本政府より支給されている。

1952年11月19日、大八木研吉の義母大八木タミは、厚生大臣より弔慰金裁定通知書を受け、弔慰金を受領している。

その後、1957年4月21日、被告靖國神社は、大八木研吉を合祀した。

4 原告吉田が援護法上の遺族となったこと

大八木研吉の義母大八木タミは、1959年8月27日に原告吉田文枝の実母志づと養子縁組をした。その後、大八木タミは、1982年2月22日死亡し、原告吉田文枝の実母志づが、戦傷病者戦没者遺族等援護法上の遺族となった。

2002年8月27日、原告吉田文枝の実母志づが死亡し、以後原告吉田文枝が大八木研吉の遺族となっている。

5 原告吉田による合祀取消・霊璽簿記載抹消請求と被告靖國神社の拒否

原告吉田文枝は、2006年5月15日、被告靖國神社に架電し、大八木研吉が靖國神社に合祀されているか否かを問い合わせたところ、即日、合祀の事実を告げられた。

同吉田文枝は、被告靖國神社に対して、２００６年５月２５日付にて、大八木研吉の合祀の経過に関して、「大八木研吉が戦死したことなどの情報を誰が靖国神社に知らせたのですか」「大八木研吉を靖国神社が合祀する際、遺族である祖母（大八木タミ）にあらかじめ了解を取っていただいているのでしょうか」等の１０項目の質問状を送付した。

その後、被告靖國神社は、原告吉田文枝に対して、２００６年６月１４日付で、「厚生省は昭和３１年『靖國神社合祀事務に関する協力について』という通達を出して、各都道府県に対し合祀に協力するよう指示しました。」「合祀については全て明治以来の伝統を受け継ぎ執り行っており、事前に御遺族の承諾を得て御祀りするということはございません。」「合祀致しますと合祀通知状が各県庁世話課・各県遺族会を通じ各御遺族に送付されました。」等の回答をした。

同吉田文枝は、右靖國神社の回答に対して、２００６年７月１８日付にて、靖國神社に合祀されている大八木研吉の合祀を取り消し、大八木研吉の霊璽簿記載の抹消を求めた上で、再度、「大八木研吉が合祀対象者であることをいつ知ったのですか」「大八木研吉が戦死したことなどの情報を誰が貴靖国神社に知らせたのですか」「貴靖国神社での大八木研吉の合祀決定に至る手続きはどのようになっていますか。誰が最終決定をするのですか」等の１０項目の質問書を送付し、右質問書の返答期限を同年７月２４日までと指定した。

ところが、被告靖國神社は、同吉田文枝に対して、同年７月２４日を経過しても何らの返答をしなかった。そこで、原告吉田文枝は、同神社に対して、同年７月２５日付で、再度、大八木研吉の合祀を取り消し、また大八木研吉の霊璽簿記載の抹消を求め、前記同年７月１８日付の１０項目の質問書に対して、その返答期限を同年７月３１日までとした。

その後、被告靖國神社は、原告吉田文枝に対して、２００６年７月２８日付で、「合祀については全て明治以来の伝統を受継ぎ執り行っており、事前に御遺族の承諾を得てお祀りするということはございません。」「今回の御申し越のことは何としても貴意に添い難く何卒御理解下さいます様御願い申し上げます。」等の回答をし、原告吉田文枝の被告靖國神社に対する大八木研吉の合祀の取り消しと大八木研吉の霊璽簿記載の抹消を拒否した。また、同被告は、同回答文書において、合祀通知状の文章を別紙として同封し、同文章によれば、大八木研吉に関して、「右昭和二十年十一月十九日招魂 本殿相殿ニ奉遷昭和三十三年四月二十一日本殿正床ニ鎮斎相成合祀ノ儀相済候條此段及御通知候也」と記載されていた。

6 叔父の合祀を許すことができない理由

原告吉田文枝は、被告靖國神社に対して、フィリピン・レイテ島パロで戦死した叔父大八木研吉の合祀を取り消し、被合祀者欄記載の大八木研吉名を霊璽簿から抹消することを求めている。

同大八木研吉は、２１歳で無謀かつ不当な侵略戦争に徴兵され、フィリピンに送り込まれた。大八木研吉の所属するフィリピン派遣皇軍は、日本軍による占領に抵抗する当地の人々を「匪賊」だなどとして「討伐」するなど、フィリピン民衆に多大の被害を与えている。このような状況下の中で、大八木研吉は、圧倒的に戦力の違うアメリカ軍との戦闘で２３歳の若さで死に至らしめられた。

同大八木研吉にとって最後の遺族である原告吉田文枝は、あらためて叔父である大八

木研吉の死を無念に思い、同大八木研吉を若くして死に至らしめた天皇制国家、大日本帝国を許すことができない。

原告吉田文枝は、戦争を放棄し、国家の交戦権を認めない主権在民の現憲法の下にありながら、今なお、旧大日本帝国憲法時の歴史認識をそのまま持ち続け、「明治2年の創建の聖旨により国難にあたり身を挺して殉ぜられた」として、過去の天皇制国家と天皇制国家による侵略と侵略戦争を肯定し、天皇制国家により死を強いられた日本皇軍の兵士達を「英霊」としてまつりあげている被告靖國神社のありようを認めることはできない。

しかも、原告吉田文枝は、戦後においても、現憲法で明確に規定されている政教分離に反して、日本国政府から戦没者の「氏名等」の提供を受け、戦死者等の家族の意向を確かめもせず無視して戦死者等を勝手に「合祀」し、「祭神」としている同被告のやり方についても断じて認められない。

さらに、原告吉田文枝は、現行憲法制定後においても、天皇の参拝（勅使を通じた天皇からの「幣饌料」を含む）、歴代首相の参拝を受け入れ、それを当然としている同神社の姿勢についても認めることはできない。

また、被告靖國神社は、遺族はもとより日本国民が戦争の真実、歴史の真実を見据えることを妨げてきたばかりか、新たな戦争を求める改憲勢力とつながり、同神社の国家護持、天皇や首相が同神社に公式参拝することを求め続けてきた。それは被告靖國神社が、海外に派兵された自衛隊員の戦死者の受け皿となることをも意味する。

遺族としての原告吉田文枝は、これまでも、今現在も、被告靖國神社が果たしているこれら犯罪的な役割を断じて認めることはできない。

さらに、原告吉田文枝は、中国を始めとするアジアへの侵略と侵略戦争についての歴史の真実を見据えなければ、アジア民衆との真の連帯を作り上げることはできないと考えている。そして、原告吉田文枝は、先に提起した小泉首相の靖國神社参拝に関する違憲訴訟において、台湾や韓国から原告として参加した人々の、戦時、日本国民とされ戦死に追い込まれ、しかも遺族の同意を取り付けることなく無断で被告靖國神社に「合祀」されたことに対する激しい怒りに触れ、日本人として、台湾や韓国の原告らのこの怒りを真摯に受け止めなければならないと考えている。

そのためにも、原告吉田文枝は、大八木研吉の遺族として、侵略と侵略戦争で死に至らしめられた原告らの戦没者家族を、被告国と同靖國神社が一体となって「英霊」として無断で合祀していることを許さないことが、まずなにより求められている、と考えている。

7 被告らによる原告吉田の権利の侵害

しかるに、被告国が、大八木研吉の名簿を被告靖國神社に無断で提供し、同神社がこれをもとに遺族等の同意を得ることなく勝手に合祀し続けていることは、原告吉田文枝の叔父である戦没者大八木研吉の死に対する敬愛・追慕の情、原告吉田文枝の日本国憲法が保障する反戦平和主義を主権者として実践する思想及び信条、更には、原告吉田文枝の故人の死をどのように心に刻み、追悼・慰霊するかしないかを自ら決定する自由等を違法に侵害するものであることは明らかである。

以 上